

# ① 令和8年度 帰国・外国人児童生徒への教育相談等に関わる通訳者派遣 実施要領

山梨県教育委員会

## 1 目的

帰国・外国人児童生徒の母語の分かる通訳者を学校等に派遣し、児童生徒の教育相談や保護者への助言、援助等を円滑に実施する。

## 2 内容

山梨県は本業務を受託業者等へ依頼し、教育相談等における、帰国・外国人児童生徒への母語支援や保護者対応等を目的とし、県内の公立小・中学校及び義務教育学校、県立（市立）高等学校、特別支援学校へ通訳者を派遣する。

## 3 対象

山梨県内の公立小・中学校及び義務教育学校、県立（市立）高等学校、特別支援学校

## 4 対象言語

ポルトガル語・中国語・ベトナム語・スペイン語・タガログ語・タイ語・インドネシア語・韓国語・フランス語・ロシア語（その他の言語については、受託業者と相談の上、決定する。）

## 5 実施期間

令和8年5月1日から令和9年3月12日まで

## 6 実施方法

### 【公立小・中学校及び義務教育学校】

- （1）通訳者派遣を希望する学校は、派遣希望日の2週間前までに義務教育課代表へ通訳者派遣申請書（様式1）をBLEND HUBの連絡機能で提出する。  
件名は「【〇〇学校】通訳者派遣申請」とし、必ず所管の市町村（組合）教育委員会及び教育事務所を宛先に追加すること。
- （2）義務教育課は派遣の可否等について、当該校、市町村（組合）教育委員会及び教育事務所へ連絡する。
- （3）派遣可能な場合には、派遣日に受託業者から通訳者を派遣する。

### 【県立（市立）高等学校・特別支援学校】

- （1）通訳者派遣を希望する学校は、派遣希望日の2週間前までに義務教育課担当へ通訳者派遣申請書（様式1）を電子メールで提出する。  
件名は「【〇〇学校】通訳者派遣申請」とすること。
- （2）義務教育課は派遣の可否等について、当該校へ連絡する。
- （3）派遣可能な場合には、派遣日に受託業者から通訳者を派遣する。

## 7 利用時間

- (1) 各学校 1回当たり1時間を原則とする。
- (2) 教育相談等の前後に通訳者と打ち合わせが必要な場合は、その時間も含める。
- (3) 2時間以上を希望する場合は、義務教育課担当に相談する。

## 8 謝金及び旅費

- (1) 謝金及び旅費は、山梨県教育庁義務教育課が負担する。
- (2) 本事業における通訳者の謝金は、1時間当たり 6,600円とする。
- (3) 通訳者の派遣に係る旅費については別途支給する。
- (4) 当該経費は事業の予算の範囲内で執行し、上限に達した場合には、実施期間内であっても通訳者派遣を終了する。

## 9 留意事項

- (1) 申込後、やむを得ず日程変更やキャンセルが生じた場合には、速やかに義務教育課担当へ報告すること。派遣日7日前よりキャンセル料（通訳時間相当額）が発生するため、原則キャンセル不可とする。
- (2) 実施日の7日前までの日程変更については、義務教育課担当に相談すること。
- (3) 利用時間を厳守すること（1回当たり1時間）。やむを得ず既定時間を超えて実施した場合、超過した時間にかかる通訳者の謝金は、当該校が受託業者に支払うこととなるため、留意すること。
- (5) 当日、急遽キャンセル等が生じた場合には、当該校が受託業者へ速やかに連絡すること。
- (6) 個人情報等については、学校、市町村（組合）教育委員会、県教育委員会、及び受託業者が各々責任をもって漏洩のないよう管理する。

## 10 申請及び問合せ先

### 【通訳者派遣について】

山梨県教育庁義務教育課 教育指導担当 三枝 朋佳

電話：055-223-1764      メール：saigusa-jvxy@pref.yamanashi.lg.jp

### 【帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業について】

山梨県教育庁義務教育課 教育指導担当 佐藤 岳人

電話：055-223-1765      メール：satou-rckp@pref.yamanashi.lg.jp

### 【当日の緊急連絡先】

ユニタス外語学院 山梨県公立学校通訳派遣 担当：清水

電話：055-235-8335